

九州大学椎木講堂使用料金規程

平成25年度九大規程第61号
制 定：平成25年12月13日
最終改正：令和5年3月15日
(令和4年度九大規程第50号)

(趣旨)

第1条 九州大学椎木講堂規則(平成25年度九大規則第43号)第11条の規定に基づく椎木講堂の使用料については、この規程の定めるところによる。

(使用料等)

第2条 椎木講堂の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、所定の期日までに、経費の振替、九州大学が指定する口座への振込又は現金により支払わなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰することができない事由により使用できない場合にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規程第58号)

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第78号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年度九大規程第87号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第38号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大規程第50号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区 分 | | 1 時間当たりの単価 (1 時間未満は 1 時間に切上げ) |
|----------------------|-------------------------|----------------------------------|
| コンサート ホール | 閉鎖時（最大1,000席） | 15,000円 |
| | 開放時（最大3,000席） | 27,000円 |
| コンサート ホール附帯 設備 | ピアノ（スタインウェイD274） | 2,500円 |
| | ピアノ（ヤマハC7X） | 400円 |
| | 音響反射板 | 3,000円 |
| ギャラリー | ギャラリー | 2,700円 |
| | 北ギャラリー | 670円 |
| | 南ギャラリー | 680円 |
| ホワイエ | 1 階北ホワイエ | 840円 |
| | 1 階南ホワイエ | 1,500円 |
| | 2 階北ホワイエ | 1,900円 |
| | 2 階南ホワイエ | 1,400円 |
| | 2 階東ホワイエ | 3,100円 |
| 講義室 | 椎木講堂第 1 講義室、椎木講堂第 5 講義室 | 1,900円 |
| | 椎木講堂第 2 講義室、椎木講堂第 4 講義室 | 2,800円 |
| | 椎木講堂第 3 講義室 | 1,700円 |
| 大会議室 | | 3,500円 |

（備考）

- (1) コンサートホールを使用する場合は、ギャラリー及びホワイエの使用料は、無償とする。
- (2) コンサートホールは、通常は間仕切りを用いた閉鎖状態とする。間仕切りを用いない開放状態での使用を希望する場合は、使用者が本学の指定する業者に開放作業を依頼するものとする。なお、開放作業に係る費用は、使用者の自己負担とする。
- (3) ピアノの調律を要する場合は、使用者が本学の指定する調律師に依頼するものとする。なお、調律に係る費用は、使用者の自己負担とする。
- (4) 音響反射板を使用する場合において、休日等で職員が設置又は収納をできないときは、利用者が本学の指定する業者に作業を依頼するものとする。なお、作業にかかる費用は、使用者の自己負担とする。